

登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館） 保存活用計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

島本町立歴史文化資料館は、史跡桜井駅跡の記念館（麗天館）として昭和16年に建設された建造物である。平成16年に大阪府より町に無償譲渡された後、平成20年から資料館として活用している。

当該建造物は、地域の歴史を象徴する風格のある会堂建築として、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものとして評価され、平成27年8月4日に、正式に「島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）」として文化財登録原簿に登録された。

この要領は、当該建造物の登録有形文化財として適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本計画である保存活用計画を策定するにあたり、確かな実績とノウハウを持つ事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

2 業務の概要

(1) 件名

登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務仕様書」のとおり

※仕様書は、本町が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提案者の企画提案の内容を制限するものではない。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 関係書類

次の関係書類は、町のホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/24/35325.html>

【ホーム>町政情報>事業者向け情報>入札・契約】

- (1) 登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務仕様書
- (3) 登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務に係るプロポーザル審査評価基準表
- (4) プロポーザル参加表明書（様式1）
- (5) 誓約書（様式2）
- (6) 企業実績調書（様式3）

- (7) 登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務に係る公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式4）
- (8) 委任状（様式5）
※支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合は、必ず提出すること。
- (9) 登録カード（測量・建設コンサルタント等）（様式6）
- (10) 営業所一覧表（様式7）
- (11) 実績調書（測量・建設コンサルタント等）（様式8）
- (12) 技術者名簿（様式9）
- (13) 町税に関する納税状況調査同意書（様式10） ※町内事業者のみ
- (14) 辞退届（様式11）
- (15) 質問書（様式12）
- (16) 実施体制調書（様式13）
- (17) 企画提案申請書（様式14）
- (18) 登録有形文化財に登録時の図面
- (19) 歴史文化資料館復元構造図

4 提案上限額

11,803,000円（地方消費税及び消費税等を含む。）とする。
なお、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

5 事業者の選定

本業務は、公募型プロポーザル方式により決定する。

6 参加資格要件

本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 島本町財務規則第107条（平成11年島本町規則第12号）に規定する令和8年度から令和10年度までの指名競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）（以下、「名簿」という。）に登録されていること。もしくは名簿に登録されていない者で、島本町入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められること。
なお、名簿に登録されていない者については資格審査を行うため、別途必要な資料を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 島本町から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である事業者でないこと。
- (5) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又は島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 平成28年度から令和7年度までに、国宝・重要文化財建造物、国登録有形文化財建造物、地方公共団体指定文化財又は登録有形文化財建造物の保存・活用、整備に関する計画策定業務について、元請として履行が完了した実績を有していること。

7 スケジュール

項目	日程
実施要領及び申請書類の配布開始	令和8年4月20日（月）午前10時
質問書の提出期間	令和8年4月21日（火）～ 令和8年4月27日（月）午後5時必着
質問書回答日	令和8年5月7日（木）までに回答
参加表明書類提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時必着
参加資格審査（一次審査）結果通知	令和8年5月22日（金）までに通知
企画提案書等の提出期限	令和8年6月3日（水）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和8年6月16日（火）予定
選考結果の通知	令和8年6月19日（金）予定
契約締結	令和8年6月26日（金）予定

8 プロポーザルへの参加表明

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

●全事業者		
提出書類	様式番号	添付書類及び留意事項
①プロポーザル参加表明書	様式1	会社パンフレット
②誓約書	様式2	島本町入札参加有資格業者は、使用印鑑として町に届けている印を押印すること。 島本町の入札参加資格を有さない者については、印鑑証明書に登録されている印を押印すること。
③企業実績調書	様式3	契約書等、業務内容を証するものの写し

●参加資格要件のうち、名簿に登録がない者 ※追加提出		
提出書類	様式番号	添付書類及び留意事項
①プロポーザル参加資格審査申請書	様式4	

②委任状（受任者を置く場合）	様式 5	項目要件をみたすものであれば他でも可
③登録カード（測量・建設コンサルタント等）	様式 6	
④営業所一覧表	様式 7	項目要件を満たすものであれば他でも可
⑤実績調書（測量・建設コンサルタント等）	様式 8	
⑥技術者名簿	様式 9	
⑦許可・登録（免許）証明書等（写し可）	—	営業に関し法律上必要となる登録証明書等
⑧身分証明書等（写し可）	—	履歴事項証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの 法人：「履歴事項証明書」 （旧：商業登記簿謄本） 個人：「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」
⑨納税証明書・完納証明書（写し可） 【島本町内業者の場合】 ※右記ア、イ、ウ及びエの提出が必要。 【島本町外業者の場合】 ※右記ア及びエの提出が必要。	—	ア 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3」又は「その 3 の 2」 イ 町税の完納証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※本町税務課にて発行 ウ 町税に関する納税状況調査同意書（様式 1 0） エ 国税の完納証明書 ※提出日から 3 か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行
⑩印鑑証明書（写し可）	—	※発行日が提出日から 3 か月以内のものに限る。
⑪財務諸表（写し可）	—	賃借対照表及び 〔法人の場合〕株主資本等変動計算書等 〔個人の場合〕収支内訳書、業務用純資本額
⑫ I S O 認証機関発行の登録証（写し）	—	※取得業者のみ

⑬障害者雇用状況報告書	—	プロポーザル参加資格申請書中、「障害者雇用状況」欄に記入している人数等を確認できるもの
-------------	---	---

- (2) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時必着
 ※参加表明後に辞退される場合は、辞退届（様式11）を企画提案書の提出期限までに提出すること。
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る）
- (4) 提出部数 正本1部

9 質問書の提出と回答

- (1) 受付期間 令和8年4月21日（火）から令和8年4月27日（月）まで
- (2) 質問方法 質問書（様式12）を作成し、電子メールで送付の後、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「プロポーザル質問書【企業名】」とすること。持参や口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 質問への回答は、令和8年5月7日（木）までに、本町ホームページに公表する。

10 参加資格確認通知

参加表明書を提出した事業者に対して、令和8年5月22日（金）までに、参加資格の確認結果を電子メールと郵便にて送付する。

11 一次審査

参加者が5者を超える場合は、企業実績調書の内容について、「16 評価基準」を基に採点を行い、合計点数が高い5者のみについてプレゼンテーションを受け付けるものとする。採点は事務局で行い、プレゼンテーションに参加できない者には、事務局から通知する。参加者が5者以内の場合は、一次審査は実施しない。

12 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式及び留意事項	提出部数
①実施体制調書	様式13	1部
②企画提案申請書	様式14	1部
③企画提案書 【評価テーマ】	以下のテーマについて、仕様書等を確認の上、具体的な提案を記述すること。 【テーマ】 ア 業務の目的・内容等を整理し、記載すること。	1部

	イ 業務フローと工程表を記載すること。 ウ 自社が持っている専門知識をどのように本業務に活かすことができるか記載すること。 エ 本業務で必要とする各種調査・業務内容の進め方を記入すること。 オ 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）の特性・特徴を踏まえ、業務内容で重視するものを記入すること。	
④業務参考見積書	様式自由	1部

【注意事項】

- ・ 文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- ・ 提出の際は、上記提出書類を上から順に重ねて1部とし、クリアファイルや紙ファイルに綴じて提出すること。
- ・ 上記提出書類をそれぞれ一つのPDFデータとして作成したものを格納したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

(2) 提出期限 令和8年6月3日（水）午後5時必着

(3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る）

13 事業者プレゼンテーション

プロポーザルの審査に当たり、各事業者からのプレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時 令和8年6月16日（火）予定

プレゼンテーションの詳細な時間及び場所については、プロポーザル参加事業者が確定後、別途連絡する。

(2) 参加者

人数は3名までとし、契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「主担当者」となる者が必ず出席すること。

(3) プレゼンテーション

- ・ 1者当たり、説明時間は15分以内、提出書類のみを使用して説明すること。
- ・ 本町からの質疑は、10分程度とする。
- ・ プロジェクタ及びスクリーンは、本町が手配する。自社パソコンを使用しない場合は、令和8年6月11日（木）までにデータを本町に提出すること。

14 プロポーザルの選定

本町審査会において、「16 評価基準」に基づき審査し、最も評価点の高い者を契約候補者とし、次に評価点が高い者を次点者とする。

評価点が同点であった場合は、審査基準表に示すうち、「提案内容」の評価点が高い者を契約候補者とする。その評価点も同点であった場合には、抽選により契約候補者を決定する。なお、抽選については審査会の会長が代理抽選を行うものとする。

また、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価点が6割以上であれば契約候補者とする。

15 選考結果発表

- (1) 審査終了後、参加全事業者に、電子メールと郵送にて結果通知する。また、審査結果を本町ホームページに公表する。
- (2) 審査結果は、全応募事業者に文書により通知し、選定された事業者及び選定から漏れた事業者を問わず、事業者名および点数（合計点数及び項目別点数）を全て公表する。なお、審査結果に対する異議申立てをすることはできない。

16 評価基準

評価項目・配点・評価方法については、別紙「登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務に係るプロポーザル審査評価基準表」のとおりとする。

17 失格又は無効事由

次に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案上限額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局職員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず、不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。
- (7) 参加要件を欠くことになったもの。

18 その他留意事項

- (1) 選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (2) 本町は郵便、電子メールなどに関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (3) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提案事業者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

- (5) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- (6) プロポーザルに当たり提出された書類及びその内容は、提案事業者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

19 本業務に係る問合せ・提出先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課（担当：三井・木村） 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 電話：075-962-0792（直通） メール：syougai@shimamotocho.jp
--